

[事案 28-355] 入院給付金等支払請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院には該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

高血圧症、アルツハイマー型認知症、呼吸器系疾患等により 3 か月半入院をしたので、平成 27 年 4 月に契約した医療保険等に基づき、入院給付金および入院一時金を請求したところ、本入院は約款に定める入院に該当しないとして不支払いとされたが、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 主治医の診断の結果、入院治療が必要であるとのことだった。
- (2) 入院の必要性を認めている主治医の専門的判断は尊重されるべきである。
- (3) 他の保険会社は入院給付金を支払っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院の必要性はなく、また、入院中における治療も通院治療で十分対応できる内容であり、「自宅等での治療が困難」とは認められない。
- (2) 申立人は、1 日あたり約 9 万円の入院給付金が得られるよう保険設計していたことになり、毎月支払っていた保険料は相当高額になると推定され、通常、70 歳でこのような保険設計をすることは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、高血圧症の治療内容は在宅での投薬治療で足りるものであり、認知症は治療が行われたことが確認できず、呼吸器系疾患は常に医師の管理下で治療しなければならないほどに重篤とは認められず、本入院において申立人は常に医師の管理下において治療に専念することを要する状態であったとは認められないこと、主治医の判断のみをもって約款に定める「入院」に該当すると判断することはできないこと、他社から入院給付金が支払われたとしても本入院について入院の必要性が認められることの根拠にはならないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。